

2023年2月8日

狛江市公民館職員雇止め・パワハラ裁判 最高裁不当決定に抗議する

各位

日本国民救援会東京都本部
同 三多摩総支部
狛江市職員雇止め裁判を支援する会

2月2日、最高裁第一小法廷（深山卓也裁判長）は、狛江市公民館雇止め・パワハラ裁判で岩崎安男さんの上告を棄却（不受理）する不当決定を出しました。

本件は狛江市中央公民館に社会教育主事として40年間勤めた岩崎安男さんが、定年退職後の再任用期間中に当時の公民館長の恣意的な人事評価により雇止めとされた上、パワハラを受けた問題で、2018年8月、東京地裁立川支部に損害賠償訴訟を提訴し、一、二審とも請求を退けられたため、昨年8月最高裁に上告したものです。

今回の決定は、争点の一つのパワハラについて、上司の暴言に「岩崎も言い返したのだから一方的と言えない」などとパワハラを否定した控訴審判決を追認しました。二つ目の争点である人事評価についても、感情的かつ恣意的で客観的事実と合致しない評価書内容を全く検討すること無く最低評価の結論は有効とした控訴審判決を、形式論だけで是認したものです。

再任用や一年ごとの雇用となる会計年度職員など不安定な立場の労働者を人事評価を盾に従わせ、あるいは排除することを可能することにつながる不当な決定であり、断じて容認できません。これに抗議する電報・レタックスにご協力ください。

記

《抗議先》

〒102-0092 東京都千代田区隼町4-2 最高裁判所
第一小法廷 深山卓也 裁判長

（文例）「狛江市公民館雇止め・パワハラ裁判の不当決定に抗議する」

《激励先・連絡先》

〒185-0034 国分寺市光町1-40-12 北多摩西教育会館内
日本国民救援会三多摩総支部

TEL 042-505-8140 FAX 042-505-8147